

機械装置の取得価格5,000万円(耐用年数7年)を新規取得した場合

○半島振興法による課税の特例を受ける場合

年数	設備投資額 (円)	減価 残存率	課税標準額		税率 (%)	税額 (円)
				(円)		
1	50,000,000	0.86	50,000,000円 × 0.86	43,000,000	0.01	4,300
2		0.72	43,000,000円 × 0.72	30,960,000	0.35	108,360
3		0.72	30,960,000円 × 0.72	22,291,200	0.70	156,038
合計						268,698

○半島振興法による課税の特例がない場合

年数	設備投資額 (円)	減価 残存率	課税標準額		税率 (%)	税額 (円)
				(円)		
1	50,000,000	0.86	50,000,000円 × 0.86	43,000,000	1.40	602,000
2		0.72	43,000,000円 × 0.72	30,960,000	1.40	433,440
3		0.72	30,960,000円 × 0.72	22,291,200	1.40	312,076
合計						1,347,516

半島振興法の特例を受けることにより、3年間で1,078,818円の軽減となります。